

課題説明シート

タイトル	「岡崎市空家等対策計画」の改定	
課題を抱える事業等の概要	近年、人口減少や高齢化、少子化の進行による核家族化や高齢者のみの世帯の増加、更には居住形態の多様化など、社会構造やニーズの変化に伴い空き家が増加傾向にあり、全国的に空き家の問題が顕在化しています。 このような背景のなか、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「空家法」という。）が平成 27 年 5 月に全面施行されました。 空家法では、所有者等が適切な管理について第一義的な責任を有することを前提としつつも、住民に最も身近な行政主体であり、空家等の状況を把握することが可能な立場にある市町村が空家等に関する対策の実施主体として位置付けられました。これに伴い本市では、空家等対策をより計画的に進めるために、平成 29 年 8 月に「岡崎市空家等対策計画」（以下「対策計画」という。）を策定しました。 来年度、対策計画の期間満了を迎えることから、これまでの取組みを振り返り、空き家対策を総合的、有効的かつ計画的に実施する計画に改定する必要があります。	
課題の概要	岡崎市の空き家及び空き家率は増加傾向にあり、今後も変わらないと予想されます。適切に管理されていない空き家は、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等多岐にわたる問題を生じさせ、さらには市民の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあります。 問題解決には、既に発生した空き家に対する規制や支援を行うだけでなく、適切に管理されない空き家の発生を未然に防ぐことや、価値ある空き家の利活用に関する施策や事業が必要となることから、空き家対策の課題を「発生抑制」、「流通・活用の促進」、「管理不全の防止・解消」、「跡地活用」の 4 つに大別し、取り組んでまいりました。 しかしながら、空き家の増加に伴い通報苦情は後を絶たず、解決困難な空き家も顕在化していることから、さらなる対応を求められています。 そのため、これまでの取組みによる成果、課題及び現在の空き家の実態を分析し、空き家対策をより一層推進する必要があると考えています。	
課題解決の手段・道筋	「岡崎市空家等対策計画」を令和 4 年度末までに改定する予定です。	
課題解決にあたっての留意事項等	・令和 2 年に制定した「岡崎市空家等対策の推進に関する条例」、並びに国の示す「空家法基本指針」及び「特定空家等ガイドライン」の令和 3 年改定を踏まえて策定します。 ・計画期間は令和 5 年度から令和 14 年度までとする予定です。	
担当部署	都市政策部住環境整備課空家対策係 Tel : 0564-23-6629	
参考情報 (関連 HP や計画等)	名称	URL
	岡崎市の空き家対策について	https://www.city.okazaki.lg.jp/1550/1567/2038/p027176.html
	空家等対策の推進に関する特別措置法関連情報（国土交通省）	https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_hou_se_tk3_000035.html